

平成27年度第1回歯科口腔保健審議会

次 第

日時 平成27年8月27日（木）

10時00分から11時30分

場所 さいたま市役所 議会棟 第6委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について

- ・ さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況 資料1
- ・ 数値目標の推移 資料2

(2) 災害時における歯科口腔保健について

- ・ 災害時の歯科保健医療体制について 資料3

3 そ の 他

4 閉 会

歯科口腔保健審議会委員名簿

No.	所 属	氏 名	備考
1	さいたま市歯科医師会 会長	わたなべ ゆたか 渡辺 裕	
2	一般社団法人 浦和歯科医師会 会長	くわばら さかえ 桑原 栄	
3	一般社団法人 大宮歯科医師会 会長	くりはら たかゆき 栗原 孝幸	
4	一般社団法人 与野歯科医師会 会長	つのだ ひでゆき 角田 英之	
5	さいたま市4医師会連絡協議会 一般社団法人 岩槻医師会 会長	みね まひと 峯 真人	
6	一般社団法人 大宮医師会 理事 (大宮地域産業保健センター特別専門医)	たけいし ようこ 武石 容子	
7	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 理事	こばやし けんじゅ 小林 憲樹	
8	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会 会長	おおくぼ きえこ 大久保 喜恵子	
9	明海大学 学長	やすい としかず 安井 利一	
10	埼玉県立大学 副学長	かやば かずのり 萱場 一則	
11	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 事務局長	ふなと ひとし 船戸 均	
12	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 在宅サービス課長	のざき なおこ 野崎 直子	
13	市民公募委員	きむら しげこ 木村 重子	
14	市民公募委員	しぶや ひろみ 渋谷 弘美	
15	さいたま市保健所長	にしだ みちひろ 西田 道弘	

(任期：平成 27 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日)

さいたま市条例第93号

さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

人にとって、歯と口腔は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をすることができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）

第2条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体

をいう。

(5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(6) 8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（施策の基本的な事項等）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項

- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) う蝕予防のためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕罹患の格差の是正を図るために必要な事項
- (9) 主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項
- (10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項
- (11) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項
- (12) 8020運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項
- (13) 市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項
- (14) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等業務従事者等
- (3) 保健等業務従事者等
- (4) 公募により募集した市民
- (5) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

7 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

8 審議会は、第1項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。

9 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

さいたま市規則第9号

さいたま市歯科口腔保健審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）第10条第10項の規定に基づき、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を置く調査審議事項を審議する会議にあっては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係のある者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況

資料1

目 標 : 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予定	担当課	条例 第8条	
妊娠 期 (胎 児 期)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の口腔内環境の変化への対応 ・口腔衛生に関する知識の普及啓発 ・丈夫な歯を作るための食生活 	①出産前教室における妊婦歯科健康診査の実施及びブラッシング指導の充実	出産前教室時、歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士によるブラッシング実習の実施。回数・定員は、各区の実情に応じ設定	回数 受講者数(実数)	76回 1,332人	74回 1,352人	71回 1,223人	72回 959人	65回 1,614人	地域保健支援課	(2)(5)	
	<p>妊娠中の口腔衛生状態の悪化を予防するとともに、児の健全な歯の形成を促進する。</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産前教室の受講状況は区によって異なり、予定者数に達しない区もある。このため、妊婦の歯科健康診査も予定数に達していない状況である。 <p>《対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産前教室のPRの強化及び見直しをするとともに、ブラッシング指導における指導内容の充実を図った。 ・出産前教室以外の場においても、妊婦に対し、口腔疾患の予防に対する意識と、それを実践する技術が向上するよう啓発する。 									地域保健支援課		
乳 幼 児 期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯の予防(乳歯、永久歯) ・間食等に対する食生活指導 ・口腔機能の発達指導 ・歯口清掃の動機づけと確認 	②乳歯萌出前からのむし歯予防の充実	21年度より、新生児・ハローエンゼル訪問時と10か月健診票送付の際に、むし歯予防のリーフレット配布	配布数	訪問時配布数 10,185件 (新生児訪問 4,936件 ハローエンゼル訪問 5,249件)	訪問時配布数 10,204件 (新生児訪問 5,259件 ハローエンゼル訪問 4,945件)	訪問時配布数 9,134件 (新生児訪問 4,518件 ハローエンゼル訪問 4,616件)	訪問時配布数 9,987件 (新生児訪問 5,606件 ハローエンゼル訪問 4,381件)		実施	子育て支援政策課 地域保健支援課	(5)
	永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯並びの形成につながるよう乳歯を健全な状態に保つとともに、健全な顎口腔機能の発育を促す。	③1歳6か月児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,380人 8,643人 75.9%	11,350人 8,377人 73.8%	11,050人 8,284人 75.0%	11,289人 8,543人 75.7%		実施	地域保健支援課	(2)
		④フッ化物塗布	18年度より、希望者に対し指定歯科医療機関にてフッ化物塗布を実施。 1回目:1歳6か月児歯科健康診査受診時 2回目:2歳6か月未満の児 (1回目塗布後、6か月以内が目安)	フッ化物塗布者数 (1回目・2回目合計)	12,088人	11,896人	11,714人	12,057人		実施	地域保健支援課	(8)
				フッ化物塗布実施率 (1回目のみを計上)	94.3%	95.0%	96.3%	95.6%		実施		
		⑤3歳児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,394人 8,113人 71.2%	11,396人 8,242人 72.3%	11,411人 8,601人 75.4%	11,154人 8,525人 76.4%		実施	地域保健支援課	(2)
	⑥幼児歯科健康診査事後指導の充実	1歳6か月児・3歳児歯科健康診査受診者のうち、むし歯のある児およびむし歯になりやすい生活習慣の児に対し、電話や手紙、来所相談にてフォローを実施	フォロー者数	1歳6か月児 816人 3歳児 1,514人	1歳6か月児 821人 3歳児 1,514人	1歳6か月児 987人 3歳児 1,390人	1歳6か月児 1,033人 3歳児 1,341人		2,270人	地域保健支援課	(3)	

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予定	担当課	条例 第8条
乳 幼 児 期 (続 き)	・むし歯の予防(乳歯、永久歯)	⑦むし歯予防教室の充実 【保健センターで実施の教室】	1歳から1歳5か月児とその保護者に対し、歯科衛生士がむし歯予防の講話と実習を実施	回数 (参加組数)	231回 (2,057組)	232回 (2,110組)	226回 (2,045組)	218回 (2,066組)	212回 (2,464組)	地域保健支 援課	(3)
	・間食等に対する食生活指導	⑧むし歯予防教室(市立保育園)の 充実強化	22年度より対象年齢を広げ、市立保育園において、園児とその保護者、保育士等に、歯科保健指導を各区の実情に応じ実施	回数 (参加者数)	143回 (5182人)	140回 (5,114人)	139回 (5,336人)	144回 (5,323人)	104回	地域保健支 援課	(3)
	・口腔機能の発達指導	⑨地区むし歯予防教室の実施	児童センター・公民館・幼稚園等、各施設へ職員(歯科衛生士)を派遣	回数	89回	92回	115回	117回	実施	地域保健支 援課	
	・歯口清掃の動機づけと確認	⑩乳幼児施設従事者歯科講習会の 充実 (保育園等職員歯科研修会)	保育園、家庭保育室職員を対象に講義(歯周病疾患、乳幼児の歯科保健)とブラッシング実習を実施 《21年度～》さいたま市私立幼稚園協会所属幼稚園職員対象の研修会を実施 《22年度～》さいたま市児童相談所職員の参加	回数 受講者数	3回 98人 (市立保育園61園、私立保育園22園、児童相談所1施設、幼稚園7園)	3回 110人 (市立保育園65園、私立保育園31園、児童相談所1施設、幼稚園6園)	3回 106人 (市立保育園62園、私立保育園32園、児童相談所1施設、幼稚園7園)	3回 86人 (市立保育園61園、私立保育園19園、児童相談所1施設、幼稚園3園)	未定	地域保健支 援課	(13)
	永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯並びの形成につながるよう乳歯を健全な状態に保つとともに、健全な顎口腔機能の発育を促す。	⑪育児相談(乳児期・幼児期)の充 実	身体計測とともに育児、栄養、歯科等に関する相談指導を実施	相談者数	2,124人	2,040人	1,805人	1,623人	実施	地域保健支 援課	(3)
		⑫離乳食教室の充実	4～5か月の乳児を持つ保護者に対し、管理栄養士と歯科衛生士が栄養、歯科に関する講義を実施	回数 受講者数 (母親の 参加者数)	132回 2,818人	132回 2,816人	132回 2,952人	132回 3,008人	132回 3,408人	地域保健支 援課	(3)
		健康相談・電話相談	各区保健センターで個別歯科相談・電話相談を実施	相談者数	所内相談 1,178人 (妊婦22人・産婦3人・その他20人の相談を含む) 電話相談 329人 (妊婦1人・学童20人・その他10人の相談を含む)	所内相談 1,225人 (妊婦48人・産婦3人・その他18人の相談を含む) 電話相談 227人 (学童14人・その他10人の相談を含む)	所内相談 1,297人 (妊婦32人の相談を含む) 電話相談 220人 (妊婦1人・産婦1人・学童18人の相談を含む)	所内相談 1,445人 (妊婦20人・産婦2人・その他41人の相談を含む) 電話相談 142人 (産婦1人・学童5人・その他3人の相談を含む)	実施	地域保健支 援課	(1)
	<<課題>> ・さいたま子ども・青少年希望プランにおける幼児歯科健康診査の受診率の目標値は、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査それぞれ80%以上である。1歳6か月児・3歳児歯科健康診査の受診率は向上傾向であるが、いまだ目標には到達していない。 ・フッ化物塗布は2回塗布することでむし歯予防効果が得られるため、フッ化物塗布率をさらに向上させる必要がある。 ・むし歯予防の意識の低い市民に教室参加をしてもうらえるような工夫が必要である。	<<対応>> ・幼児歯科健康診査の周知を図るため、転入者への書類の送付時に幼児歯科健診の受診を促すチラシを同封するなど積極的にPRを実施した。また、3歳児歯科健診の受診可能期間中に、未受診者へ受診勧奨を行った。 ・幼児歯科健康診査未受診者について、保護者から連絡があった場合、未受診理由等について情報収集を行った。 ・フッ化物塗布2回目の実施率向上のため、1回目終了時に2回目の予約案内用紙を渡した。 ・地区むし歯予防教室等を活用し低年齢からのむし歯予防の必要性を啓発していく。	地域保健支 援課								

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予定	担当課	条例 第8条
学 齢 期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯の予防とブラッシングの習慣化 ・歯周疾患の予防 ・セルフケアの動機づけ <p>生涯にわたる歯の健康づくりの基礎をなす重要な時期であり、自分自身でむし歯や歯周疾患予防等の歯の健康管理を行う能力(習慣化行動)が身につくよう支援する。</p>	⑬歯科健康診断の継続	小中学校においては年2回歯科健康診断を実施している。 高等学校においては、年1回歯科健康診断を実施している。	実施	継続	継続	継続	継続	継続	健康 教育課	(2)
		⑭8020歯の健康教室の継続	市立小学校の1～3年生とその保護者を対象として、歯科医師や歯科衛生士が学校を訪問し歯と口腔の健康づくりに関する指導を行う。	実施校	33校	35校	34校	34校	35校	健康 教育課	(4)
				人数	14,661人	11,266人	13,766人	14,004人	11,500人		
		⑮歯科巡回指導の継続	市立小学校の4～6年生を対象として、健康教育課歯科衛生士と埼玉県歯科衛生士会の歯科衛生士が各校3年間に1回の割合で巡回訪問し、歯みがき指導等を行う。	実施校	35校	34校	34校	35校	34校	健康 教育課	(4)
				人数	3,339人	4,019人	4,011人	3,364人	4,100人		
		⑯中学校歯の健康指導	希望のあった市立中学校に、歯科衛生士等が訪問し、歯科保健指導を行う。	実施校				4校	5校	健康 教育課	(4)
				人数				354人	400人		
		⑰学校歯科保健コンクールの継続	埼玉県学校歯科保健コンクールの地区審査として継続。中央審査において多数の表彰校を輩出している。	表彰校 (県)	34校	34校	35校	36校	36校	健康 教育課	(4)
		⑱ 夏休み自由研究対応講座 「お口の働きを科学する」 [平成22年度までの事業名は、親子「食」のおもしろ発見・体験教室(歯科プログラム)]	親子で食に関する体験活動を通じて、「食」の重要性を認識するための歯科プログラムを夏休みに実施 対象者は、小学5・6年生とその親子 23年度から、事業名称を変更し、歯科単独プログラムとして保健所と保健センターが協力し開催 会場を保健所1箇所から保健センター2箇所に拡大	人数	①緑区 保健センター 保護者10人 児童 11人 ②大宮区 保健センター 保護者13人 児童 14人	①南区 保健センター 保護者6人 児童 6人 ②岩槻区 保健センター 保護者6人 児童 6人	—	—	—	地域保健支 援課	
		<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の歯科保健上の課題にあわせ、学校や歯科衛生士との連携を強化しながら、指導内容や実施形態の工夫・改善を行う必要がある。 ・中学校においては歯周病予防を中心とした歯科指導の取組充実させ、高校においては歯科保健の情報提供を行う必要がある。 ・食育と連携した歯科保健事業を拡大する必要がある。 ・新規で指導を希望する中学校が少ないため、文書通知だけでなく、研修会等で周知し、指導形態や指導内容を各学校の実情にあわせて柔軟に対応していく必要がある。 <p>《対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数学年が合同で指導を受ける実施形態を、希望した学校に対して、学年を分けた形態で、児童の発達段階に応じた指導内容を実施した。 ・22年度まで、親子「食」のおもしろ発見・体験教室の一部のプログラムとして、保健所1か所で歯科プログラムを実施していた。23年度からは、夏休み自由研究対応講座として、歯科単独プログラムとなり、参加者がより身近な会場で受講できるように、会場を2か所の区役所保健センターに拡大した。経年的に実施方法を工夫するに従い、区単独で同様の事業を実施する区もあるので、保健所主体の講座は、24年度をもって終了とした。 									

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予定	担当課	条例 第8条	
成人期	・歯科衛生思想の普及啓発 ・歯周疾患予防 ・歯の喪失予防 生涯にわたる咀嚼機能が維持できるよう、 むし歯や歯周疾患の予防、セルフチェック の定着を促進する。	⑱歯周病予防教室の充実	歯科医師による講義及び歯科衛生士による 実習 各区保健センターで年1回、計10回実施。	受講者数	146人	193人	190人	188人	243人	地域保健支 援課	(9)	
		⑳成人歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	10,379人	10,405人	10,844人	11,476人	実施	地域保健支 援課	(2)	
		㉑成人歯科健康相談の充実	各区保健センターで個別歯科相談を実施 (電話による相談も含む)	相談者数	128人	127人	160人	163人	実施	地域保健支 援課	(9)	
		㉒歯科保健教室の充実	保健センター主催の生活習慣病予防普及 啓発事業等で歯科保健の講義を実施(実習 含む)	実施回数 (受講者数)	36回 500人	40回 663人	29回 408人	30回 508人	22回 489人	地域保健支 援課	(11)	
		㉓地区歯科保健教室の実施	公民館等、各施設へ職員(歯科衛生士)を 派遣	実施回数 人数	18回 456人	13回 341人	15回 351人	20回 601人	実施	地域保健支 援課		
	≪課題≫ ・若年層からの歯周疾患予防対策、セルフチェックとケアの定着化のために、教室の開催方法等のさらなる工夫が必要である。 ・生涯にわたる健康づくりの一環として、生活習慣病との関連や、介護予防の視点からも歯科保健は重要であり、各種事業等を通じて市民に普及啓発していく必要がある。 ≪対応≫ ・歯周病予防教室は、主なターゲットとしたい若年層が参加しやすい教室となるよう、教室名、対象、内容を工夫した。 ・メタボリックシンドローム予防等の生活習慣病予防普及啓発事業等の教室において、歯科保健の講義を実施した。									地域保健 支援課		
高齢期	・歯の喪失予防 ・咀嚼機能の維持	㉔歯周病予防教室の充実	成人期と同様 65歳以上は介護保険制度の地域支援事業 としても実施あり								(9)	
		㉕成人歯科健康診査の充実										(2)
		㉖成人歯科健康相談の充実										(9)
	80歳になっても自分の歯を20本以上保有 し、食を楽しめるよう歯の喪失の防止と咀嚼 機能の維持を促進する。	㉗口腔機能向上教室の充実	二次予防事業対象者に対して、口腔機能向 上教室を各区で実施(～22年度1クール3 回、23年度～1クール4回)	延回数 実人数	104回 274人	104回 326人	104回 317人	104回 289人	104回	いきいき長 寿推進課	(6)	
		㉘シニアユニバーシティ等の活用	60歳以上の方々を対象に生涯学習のひとつ として「シニアユニバーシティ」を開校して いる。そのカリキュラムの中に「歯と健康」等 の講座を設けている。	口腔関連講座数	16回	22回	23回	12回	12回	高齢 福祉課	(6)	
	≪課題≫ ・歯の喪失と咀嚼機能の低下が全身の健康に与える影響を周知するとともに、家庭における義歯の取り扱いや介護者による口腔清掃の方法などの指導の充実。 ・介護保険制度の地域支援事業として、介護が必要となるおそれのある方(二次予防事業対象者)に対して、口腔機能向上のプログラムを実施している。 ・口腔機能向上教室修了者をフォローする事業について検討が必要。 ≪対応≫ ・口腔機能向上教室修了者へのフォローについては、市も必要な協力をしつつ、さいたま市歯科医師会の自主事業としてフォローアップ教室を開催いただいた。									高齢 福祉課・い きいき長 寿推進課		

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予定	担当課	条例 第8条	
障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔管理状況の改善 ・誤嚥性肺炎の防止 ・障害者歯科保健サービス事業の基盤化 障害者や寝たきり者等が、それぞれの状態に応じた適切な歯科医療サービスの提供を受けられるなど、歯科疾患の予防管理ができる体制の整備を促進する。	㊸訪問歯科健康診査の充実	歯科医師会の協力のもと各区保健センターで、40歳以上の在宅療養中の方に対する歯科健康診査と歯科保健指導を実施	受診者数	1人	1人	1人	6人		地域保健支援課	(7)	
		㊹障害者施設歯科健診の充実	市内障害児・者施設でそれぞれ実施しているが、現状実施できていない施設もある。 (把握施設数103)	実施施設数	23	25	28	29	30	障害福祉課	(7)	
		㊺特殊歯科保健サービス推進支援事業の実施	疾病予防対策課と共催で、難病患者(パーキンソン病等)への歯科保健指導(講演会及び訪問)や医療従事者研修を実施 ≪23年度≫疾病予防対策課と共催で神経・筋疾患患者と介護者対象の医療講演会を開催した他、口唇口蓋裂に関する講演会を開催。 ≪24年度≫神経・筋疾患患者と介護者対象の医療講演会の他に相談会を開催。 ≪25年度≫神経・筋疾患患者と介護者対象の医療講演会の他に、訪問看護師等を対象とした医療従事者研修を開催。	受講者数	講演会3回 37人 訪問3回 3人 (実人数)	講演会1回 28人 相談会1回 6人 訪問10回 8人 (実人数)	講演会2回 46人 訪問6回 5人 (実人数)	講演会1回 31人 訪問6回 6人 (実人数)		地域保健支援課	(7)(13)	
		㊻障害者歯科相談医制度の推進	埼玉県障害者歯科相談医制度の見直しによる主任相談医の設置 さいたま市歯科医師会と障害者歯科のスムーズな受診連携と安心感のあるメンテナンス体制の維持	実施	継続	継続	継続				障害福祉課 地域保健支援課	
		㊼	社会福祉施設職員等が、口腔・歯科保健に対し関心を深め、正しい知識を習得することにより施設利用者の呼吸器感染予防や摂食嚥下機能の改善が図られ、QOLが向上することを目的に講義と実習を実施。 ≪19年度から≫障害者総合支援センターと地域保健課との共催とし、家族や支援センター職員、保健センター職員も参加した。 ≪23年度≫疾病予防対策課と共催で、訪問看護師等を対象とした摂食・嚥下障害への対応に関する研修会(1回)を開催。	受講者数	2回 70人	1回 23人	1回 15人	1回 6人			地域保健支援課	
	≪課題≫ ・平成26年度の訪問歯科健康診査の受診者数は、6人で例年より増加したものの、さらなる周知の必要がある。一方、在宅療養者のなかには、健康診査よりも治療を必要としている者も多いと予測される。 ・難病患者や障害者、寝たきり者等が歯科保健に関する情報やサービスを受けられる体制づくりが必要。 ≪対応≫ ・歯科医師会では、在宅歯科医療推進窓口が平成27年1月から設置された。在宅療養者で歯科治療が必要な方には、歯科医師会と連携をとりながら対応していく。 ・事業をとおして、口腔ケアの重要性が高い市民に対応した。								障害福祉課 地域保健支援課			

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予定	担当課	条例第8条	
啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の歯科保健に対する関心を深める 効果的な啓発活動を行う 	㉓啓発冊子の作成	パンフレットを作成し、保健所・保健センターを通じて配布	作成状況	配布	配布	配布	配布	配布予定	国民健康保険課	(1)	
		㉔歯と口の健康週間実施事業の充実 (平成23年度まで「歯の衛生週間」)	歯・口の健康に関する図画・ポスター展等を実施	実施状況	母と子のよい歯のコンクールは廃止	児童生徒の描いた優秀な図画・ポスターを市内公共施設にて展示	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	健康教育課	(1)(12)
			歯と口の健康週間関連事業の実施			市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載、窓口展示	地域保健支援課	
		㉕各種イベント等における啓発の充実	各区の健康まつりや区民まつり等で歯科保健に関する啓発を実施	実施状況	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	地域保健支援課	(1)
		㉖市報、ホームページの活用	市報やホームページに記事の掲載 食育・健康なびへの掲載	実施状況	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	地域保健支援課 健康増進課	(1)
<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に様々な媒体を通じて歯科保健に関する情報提供を行う。 <p>《対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、食育・健康なび、広報等により、歯科健診や歯と口の健康週間の周知、歯の健康についての啓発、歯科健康診査の受診状況や口腔がんに関する情報を掲載した。 区民まつりや健康まつりにおいて、歯科関連パンフレットの配布等を実施した。 										地域保健支援課		
人材の確保	質の高い歯科保健サービスの提供	㉗歯科医師の配置	保健所に非常勤歯科医師を配置	医師数	1人	1人	1人	1人	1人	地域保健支援課	(15)	
	きめこまかい歯科保健サービスの提供	㉘歯科衛生士の配置	保健所及び各区保健センター・健康教育課に配置	歯科衛生士数	13人	13人	13人	13人	12人		(15)	
	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属の歯科衛生士が連携し、市内の歯科保健の状況を的確に把握する。 歯科保健の専門性の強化をして、地域の歯科医師との連携をする。 										地域保健支援課	

さいたま市歯科口腔保健推進計画目標指標一覧 数値目標の推移

資料2

†平成24年度、#平成26年度のデータ(ベースライン)

※ヘルスプラン21(第2次)の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度 (ベースライン)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H34 (目標値)	備考	担当課			
歯科疾患の予防	健全な歯・口腔の育成 (乳幼児期)	3歳児歯科健康診査でむし歯のない幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	84.5%	84.2%									90.0%※		地域保健支援課			
		3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	56.0%	56.1%										増やす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課		
	口腔状態の向上 (学齢期)	12歳児でむし歯のない生徒の割合	中学1年生	学校歯科健康診査	71.60%	71.90%										80.00%		健康教育課		
		【モニタリング】 中学生・高校生における歯肉に炎症所見(歯周疾患)を有する	中学生 高校生	学校歯科健康診査	2.70%	2.90%										—		健康教育課		
		12歳児1人平均DMF歯数	中学1年生	学校歯科健康診査	0.66本	0.68本										0.55本		健康教育課		
		小学生・中学生・高校生における歯・口の負傷件数	小学生 中学生 高校生	スポーツ振興センターの申請件数	255件	259件										減らす	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	健康教育課		
	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 (成人期・妊娠期)	かかりつけ歯科医を持っている人の割合	20歳以上	市民意識調査	81.0%#	81.0%										増やす	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	健康増進課		
		40歳代における進行した歯周炎(CPI3以上)を有する人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	34.8%	37.7%										減らす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課		
		40歳の未処置歯を有する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	40.6%	37.7%										35.00%		地域保健支援課		
		【モニタリング】	40歳男性	成人歯科健康診査	55.7%	46.3%											—		地域保健支援課	
			40歳女性	成人歯科健康診査	35.9%	34.7%											—		地域保健支援課	
		歯間清掃用具を使用する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	63.2%	61.9%											70.0%		地域保健支援課	
			40歳代男性	健康についての調査	31.1%†												40.0%		健康増進課	
			50歳代男性		36.5%†														健康増進課	
			40歳代女性		50.4%†												60.0%		健康増進課	
		50歳代女性	55.3%†																健康増進課	
		定期的に歯石を取ってもらっている人の割合	40歳代男性	健康についての調査	15.1%												30.0%		健康増進課	
			50歳代男性		25.2%†														健康増進課	
			40歳代女性		39.3%†															健康増進課
			50歳代女性		42.2%†													50.0%		健康増進課
40歳代で喪失歯のない人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	81.7%	82.2%											増やす※		地域保健支援課			
過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合	20歳以上	健康についての調査	23.6%†												55.0%※		健康増進課			
歯科検診を行っている事業所数	事業所	さいたま市歯科医師会依頼事業所数	今後調査												増やす		健康増進課			
事業所の歯科検診実施者数 (労働安全衛生法第66条第3項の規定による)	さいたま労働基準監督署内	規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告	1,126人												増やす		健康増進課			

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度 (ベースライン)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H34 (目標値)	備考	担当課	
歯科疾患の予防(続き)	歯の喪失の防止 (高齢期)	60歳代における進行した歯周炎(CPI3以上)を有する人の割合	60歳代	成人歯科健康診査	49.8%	49.6%									減らす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課	
		60歳の未処置を有する人の割合	60歳		25.3%	30.4%									15.0%		地域保健支援課	
		【モニタリング】	60歳男性	成人歯科健康診査	29.0%	36.2%										—		地域保健支援課
			60歳女性		23.5%	27.7%										—		地域保健支援課
		歯間清掃用具を使用する人の割合	60歳	成人歯科健康診査	75.2%	72.3%										80.0%		地域保健支援課
		60歳代で24歯以上自分の歯を有する人の割合	60歳代	成人歯科健康診査	76.6%	77.5%										増やす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課
		80歳代で20歯以上自分の歯を有する人の割合	80歳代	成人歯科健康診査	60.9%	61.5%										増やす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課
生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	口腔機能の獲得 (乳幼児期及び学齢期)	3歳児で不正咬合等が認められる幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	12.6%	13.1%									10.0%		地域保健支援課	
		噛みごたえのある食べ物(肉・野菜など)を食べている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査(問診項目)	91.4%	91.9%									増やす		地域保健支援課	
	口腔機能の維持・向上(成人期及び高齢期)	60歳代における咀嚼良好者の割合	60歳代	健康についての調査	69.8%↑										80・0%※		健康増進課	
療育的に対応する歯科診療が困難な歯科医療に	定期的な歯科検診・歯科医療の推進(障害者(児))	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施数	施設	障害福祉課歯科検診実施状況調査	28施設	29施設									増やす	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	障害福祉課	
	定期的な歯科検診・歯科医療の推進(要介護高齢者)	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施数	施設	介護保険課歯科検診実施状況調査	39施設	39施設									増やす	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	介護保険課	
		口腔機能向上教室の充実	要支援対象者	いきいき長寿推進課歯科検診実施状況調査	317人	289人										参加者数の増加	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	いきいき長寿推進課
進化する口腔保健の環境整備を推進する	歯科口腔保健の推進体制の整備	災害時の対応マニュアルの作成	—	—	未作成										作成する			
		口腔保健支援センターの設置	—	—	未設置										設置する			

災害時の歯科保健医療体制について

- 歯科口腔保健審議会作業部会 概要
- 情報連絡系統について
 - ・地震発生時の情報伝達系統（さいたま市地域防災計画震災対策編より）
 - ・応急対策の流れ（〃）
 - ・埼玉県からさいたま市への連絡系統
 - ・災害時の保健福祉部連絡体系（保健福祉部震災対応マニュアルより）
- 医療救護所の設置（さいたま市地域防災計画震災対策編より）
- 口腔ケアマニュアル 避難所巡回者向け
- 避難場所運営マニュアル

歯科口腔保健審議会 作業部会 概要

テーマ 「災害時の歯科保健医療体制について」

日時：平成27年6月4日（木）14時00分～17時00分

場所：保健所2階 研修室

参加者：36名（講師1名、グループ参加者28名、オブザーバー4名、健康増進課3名）

講師（災害時の医療体制について）

地域医療課（永田課長）、健康増進課（今野課長）

急性期グループ

浦和歯科医師会（小谷野会員）、大宮歯科医師会（福田会員）、与野歯科医師会（中村会員）、埼玉県歯科衛生士会（大久保専務理事）地域医療課（山崎主任）、桜区保健センター（町田主任）、西区保健センター（佐藤歯科衛生士）、大宮区保健センター（小澤主任）

避難所グループ

浦和歯科医師会（西澤会員）、大宮歯科医師会（三原会員）、与野歯科医師会（今井会員）、社会福祉協議会（野崎課長）保育課（沼澤主査）中央区保健センター（岩谷主査）、北区保健センター（中沢歯科衛生士）、地域保健支援課（野中歯科衛生士）、健康教育課（滝上歯科衛生士）、子育て支援政策課（松林主事）

在宅高齢者・障がい者グループ

浦和歯科医師会（木村会員）、大宮歯科医師会（巻会員）、与野歯科医師会（角田会員）、社会福祉事業団（船戸事務局長）高齢福祉課（山田係長、高橋主事）、介護保険課（石渡係長）、障害福祉課（杉井係長）、浦和区保健センター（平田主幹）緑区保健センター（小池田主任）

オブザーバー

さいたま市歯科医師会（羽鳥会長）、浦和歯科医師会（桑原会長）、大宮歯科医師会（栗原会長）、与野歯科医師会（渡辺会長）

事務局

健康増進課（今野課長、橋詰係長、小林主査）

部会概要

1. 開会（羽鳥さいたま市歯科医師会長挨拶）
2. 歯科口腔保健審議会での検討経過について
3. 「災害時の医療体制について」（地域医療課長・健康増進課長）
4. 作業部会の進め方について
5. グループ別検討：健康増進課進行
（急性期：今野課長、避難所：小林主査、在宅高齢者・障がい者：橋詰係長）
6. 検討内容発表
7. 発表まとめ

発表

●急性期グループ

○災害時に想定されること

不足

- ・あらゆる物資の不足、ライフラインの停止、口腔ケア用品の不足
- ・情報の不足と錯綜
- ・指揮系統の混乱、情報の不足
- ・担当者との連携はどうしたらいいのか

外傷・痛み

- ・外傷、入れ歯の紛失
- ・心理的なところからくる痛み等

一次対応

- ・入れ歯の紛失、怪我、持病のある方の一次対応

医院等の被災状況

- ・正確な医療機関の被災状況がつかめない
- ・歯科医院の診療体制はどうなっているのか（人員・歯科医師）
- ・歯科医師会では、安否確認の体制ができています！

○課題

- ・情報の集約場所はどこなのか、連絡系統、情報収集の手段
- ・備蓄等の場所、歯科医師等の所在、拠点病院での治療の受入、（歯科と医科の連携）
- ・何がどこにあるのか、誰がどこにいるのか、どこに行けばよいのか等、初動体制を明確化することが必要

●避難所グループ

○災害時に想定されること

不足

- ・水、トイレ、洗面所、食料、介助者等の不足
- ・歯ブラシは当初は不足する（しばらくすれば満たされるだろう）
- ・情報の不足と錯綜（誰がどこにいるのか、情報収集・連絡手段の方法がわからない）

環境

- ・生活スペースの問題
- ・部外者の立ち入り（マスコミ等）

気持ち

- ・避難されてきた方の気持ち（不公平感、混乱）
- ・気持ちがいっぱいいっぱい口腔衛生まで回らない
- ・心理的な不安からくる痛み等

口腔衛生

- ・ 口腔衛生の悪化
- ・ 少ない水の状況で口腔ケアをしなければいけない

義歯・外傷・感染症

- ・ 入れ歯の紛失、怪我、持病のある方の対応
- ・ 食べられない

治療

- ・ 痛みがあるのに診てもらえる場所がない

○課題

- ・ 必要物資の備蓄、誰でも食べられる食料の備蓄
- ・ トイレの数を増やす、ポータブルトイレを使う、子ども用の携帯用トイレがあるとよい、（トイレに近い方、女性に配慮）
- ・ 指揮命令系統がきちんとできるようなコーディネートが必要（どこで治療ができるのか）
- ・ 災害時の歯科医院の把握については、すでにHPがある。

- ・ 歯科医師会の医師という身分証があれば、スムーズに避難所に入ることができる（証明するものがないと不審者扱いになりかねない）
- ・ 水がなくてもできる口腔ケアの方法、歯ブラシがなくてもできる口腔ケアの啓発（チラシの普及）
- ・ 個人のアセスメント表は作成済ではあるが、避難所アセスメント表もあるとよいのではないか。

意見・質問

→水が少なくてもできる口腔ケアということだが、洗面所が使えない、排水が使えない場合はどうするのか。（吐出す場所がない。コップに出したけど、それを捨てる場所がないのではないか）

→学校はマンホールトイレの設置を始めているので、排水の対応は可能になる。

→3.11の時は、トイレが稼働しないので、地面に穴を掘って応急処理をしていた。

●在宅高齢者・障がい者グループ

○災害時に想定されること

- ・ 水、電気等ライフラインの停止、衛生材料の不足
- ・ 情報の不足（在宅者、医師、歯科医師、診療体制等について）
- ・ 障害者、高齢者で、自分からなかなか伝えることができない方の対応が不足
- ・ 歯みがきができない。
- ・ 入れ歯の紛失、入れ歯がないと薬が飲めない。食べ物が食べられない。→衰弱していく

○課題

- ・ 当初は、安否確認が主、時間の経過とともに、入れ歯の紛失、口腔ケアについて健常者

から始まり、その後、障害者、寝たきりの方等の対応が始まってくる

- ・ 医者がある場所がどこにあるのかという情報の入手方法が課題
- ・ 在宅の方で助けが必要な方の情報の入手方法とどのような手段で、在宅の方のもとまで行くのか、(自転車の用意など)
- ・ 水、電気、道路等どうなっているのか、情報が集約できるような手段が必要
- ・ 医療チームが動けるような場所がないといけない。
- ・ 学校の場合は、保健室が対応するが、それ以外の場所、医療チームが留まれる場所が必要(在宅の高齢者の情報もそこに集まるのではないか)
- ・ 人手の確保、治療のための資材の確保、
- ・ 健常者の対応チームの他に専門的な対応が必要なチームも必要になってくる
- ・ 専門的なチームを作る場合には、歯医者だけではなくて、医師も必要でそのようなチームをつくるのが課題
- ・ 相談、治療機能をもつ“動けるチーム”が必要
- ・ 相談先、場所の確保と市民への周知
- ・ 現在、医師会にあるマニュアルの共有

まとめ

- ・ 関係者が共有できる指揮命令システムが必要
- ・ 初動体制について、何がどこにあるのか、どこに連絡したら手に入るのか、情報を収集する、アクセスするところの共有が必要
- ・ どこで治療、ケアができるのか情報の発信が必要
- ・ 電気、水等のライフラインが、閉ざされている場合、バッテリー等の入手方法や入手できる場所の情報が必要(急性期グループから)
- ・ 医科歯科連携で一次対応ができるとよい、また栄養チームとの連携も必要
- ・ 水がなくてもできる口腔ケアの方法について、情報共有しておくことが重要(別紙参照マニュアル：平成24年に本市の歯科衛生士が作成)
- ・ 入れ歯の紛失は当初から発生、高齢者、障がい者の方々の食べられない、薬を飲むことができない等の対応はどうするのか、また、避難所に来られない方のケアをどうしていくかが課題
- ・ 埼玉県歯科医師会と群市歯科医師会で取り決めがあり、群市歯科医師会での診療所の対応情報を集めていくシステムがある(メールで登録する方法等訓練もされているが、まだまだ課題がある、今後も検討が必要)
- ・ 応急処置キットを持っていて、それを持って福祉施設に出向いていく体制はある

質問・意見

→ (委員) 県と埼玉県歯科医師会は協定を結んでいるが、さいたま市歯科医師会とさいた

ま市の協定を結ぶ予定はあるのか。

→（事務局）防災課が所管している。具体的な話はまだない。

→（委員）防災は空振りするのはいいが、見逃しは駄目なので、用意していて無駄になってもそれならいいのだが、用意していなかったというのはまずいのでよろしくお願いいたします

以上

地震発生時の情報伝達系統

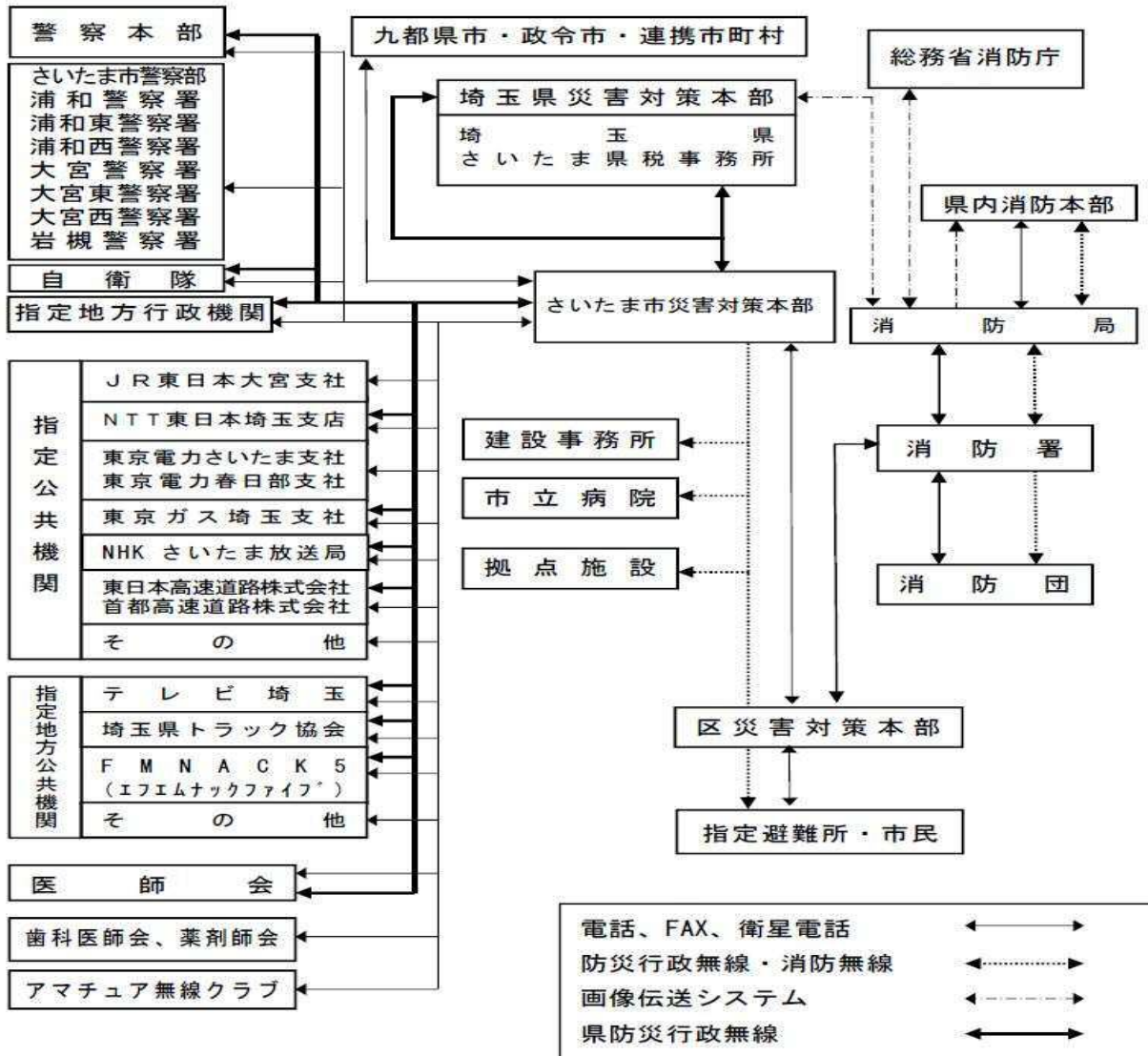


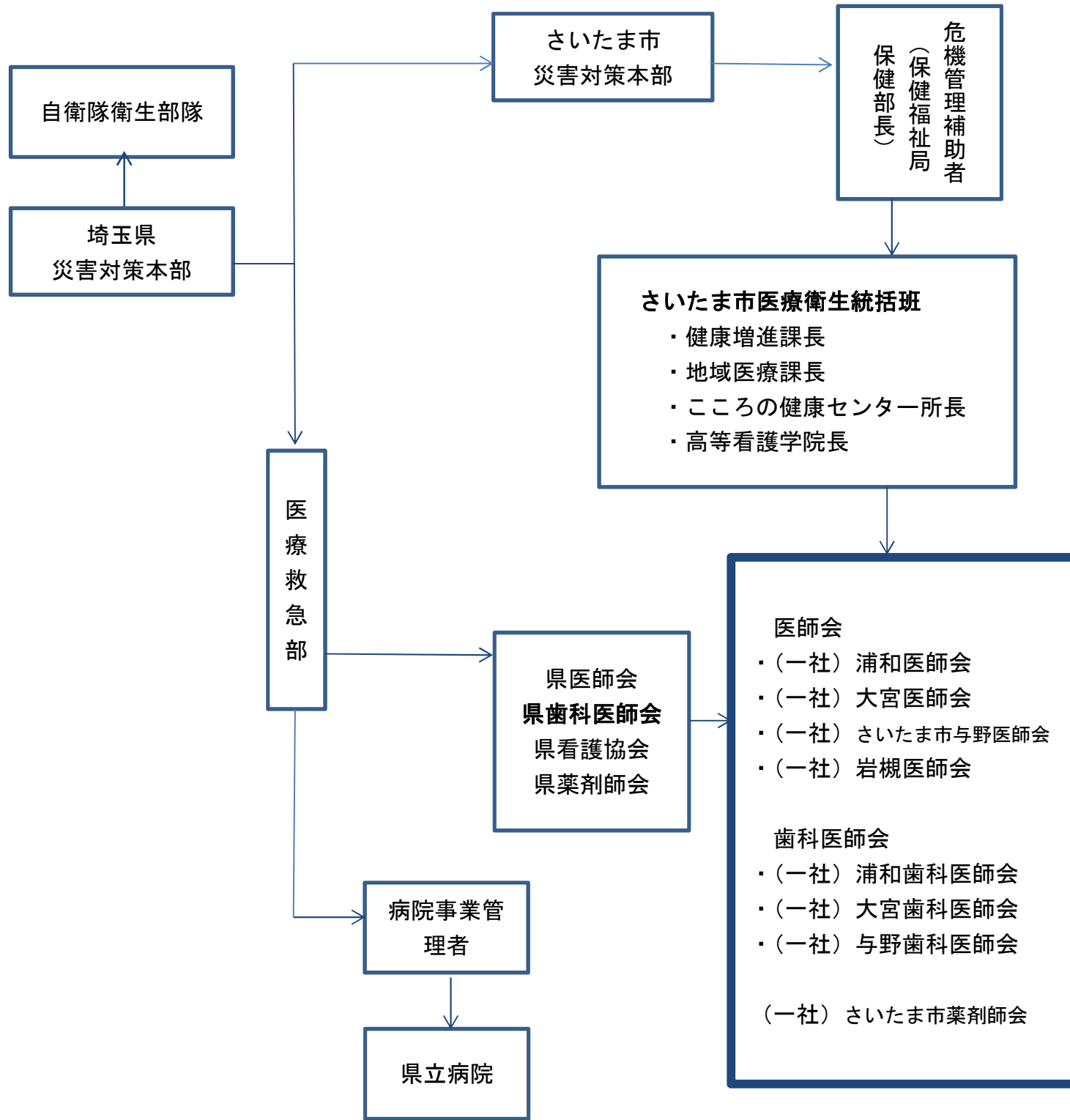
図 1-2-2 情報連絡系統

応急対策の流れ

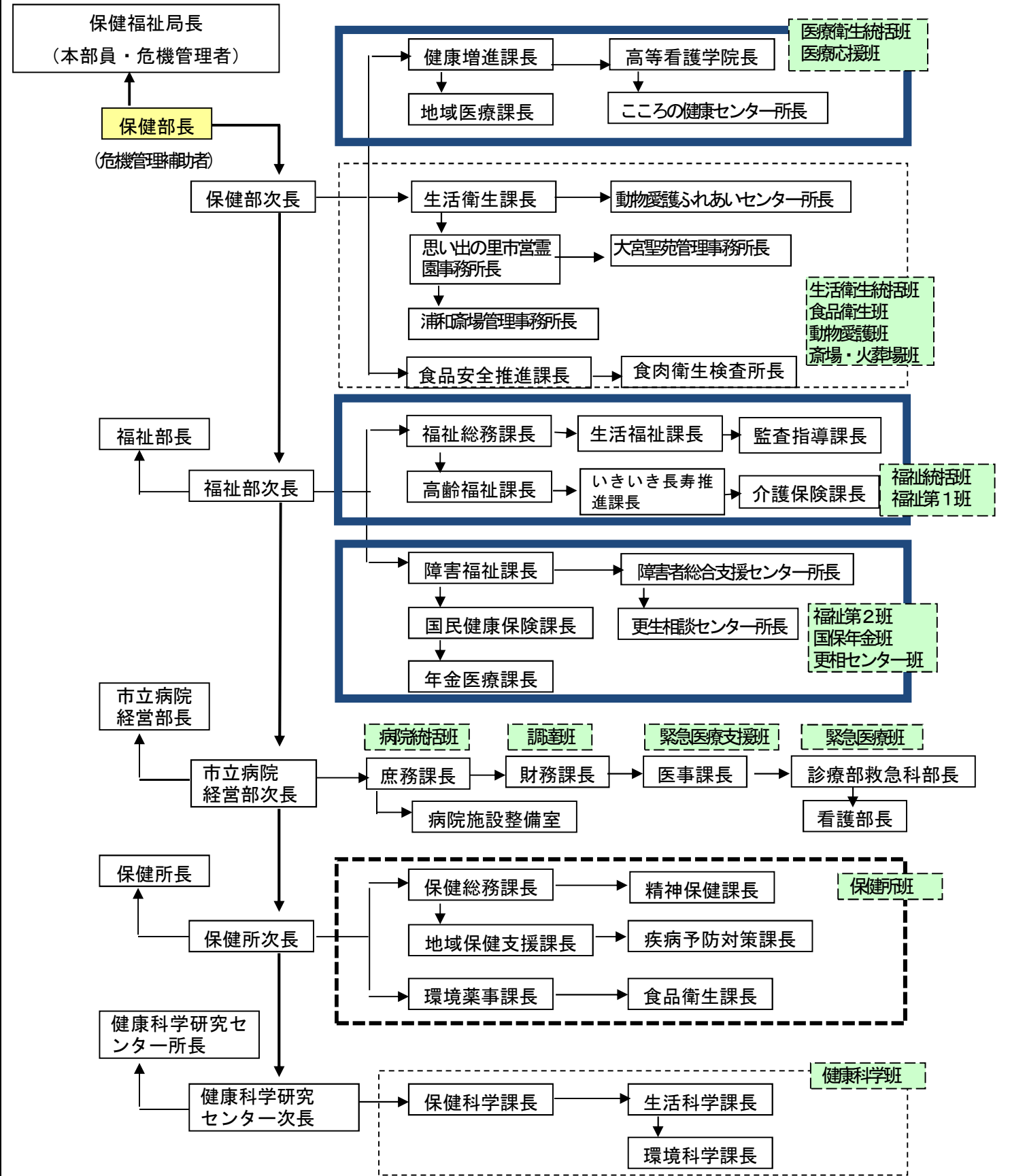
表 1-1-5 応急対策の流れ

時間 主な応急対策事項	地震発生～ 24時間位まで	地震発生24時間位～ 3日目位まで	地震発生3日目位～ 1週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集職員による被害情報の収集伝達 ・ 消防部、消防団等からの被害情報の収集伝達 ・ その他からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等の被害情報の収集伝達 ・ ライフライン被害情報の収集伝達 ・ 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ・ 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活情報の収集伝達
市民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況（特に火災発生）に関する情報 ・ 避難勧告及び安全な避難場所・指定避難所に関する情報 ・ パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種被害状況に関する情報 ・ 避難場所・指定避難所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の復旧状況に関する情報 ・ 避難場所・指定避難所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所・指定避難所の開設、運営 ・ 避難人員及び避難状況の把握 ・ 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所・指定避難所の運営 ・ 避難場所・指定避難所への飲料水、食糧、生活必需品等の供給 ・ 仮設トイレの設置及び衛生管理 ・ 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難人員、生活状況の実態把握
広域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の派遣要請と受入れ ・ 災害救助法適用の要請 ・ 県、他市町村への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援の受入れ ・ 支援物資の受入れ ・ ボランティアの受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援の受入れ ・ 支援物資の受入れ ・ ボランティアの受入れ
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 医療救護所の開設、運営 ・ 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 医療救護所の運営 ・ 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 健康相談
救援・救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食糧の確保及び供給 ・ 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食糧の供給 ・ 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道復旧による生活用水の供給 ・ 支援物資の配給
交通対策・緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の初期消火 ・ 火災の延焼状況の予測 ・ 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の延焼拡大の防止 ・ 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 指定避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 指定避難所でのケア ・ 在宅要配慮者の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所でのケア
遺体捜索・埋火葬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の捜索、搬送 ・ 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の埋・火葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ・し尿処理 ・ 災害廃棄物処理
生活再建		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の応急危険度判定の実施 ・ 宅地等の危険度判定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設 ・ 罹災証明書等発行の準備 ・ 応急仮設住宅建設の準備 ・ 被災建物応急修理の準備 ・ 学校再開の準備 ・ 建築物の応急危険度判定の実施 ・ 宅地等の危険度判定の実施

埼玉県からさいたま市への連絡系統



「災害時の保健福祉部」連絡体系（更新中）



⑨ 「災害時の保健福祉部」とは、さいたま市災害対策本部（本部長・市長）のもと設置される組織で、本部員である保健福祉局長が部長となり、上記医療衛生統括班をはじめ17の班を設置する。（さいたま市地域防災計画（平成27年3月）による）

医療救護所の設置

(区災害対策本部)

表 1-7-9 各区の医療救護所

区	医療救護所設置場所	
西区	西区役所	大宮西中学校
北区	北区役所	日進中学校
大宮区	大宮区役所	桜木中学校
見沼区	見沼区役所	大宮八幡中学校
中央区	中央区役所	与野西中学校
桜区	桜区役所	土合中学校
浦和区	浦和区役所	本太中学校
南区	南区役所	内谷中学校
緑区	緑区役所	東浦和中学校
岩槻区	岩槻区役所	ふれあいプラザいわつき

医療救護班の派遣・要請

医療衛生統括班は、災害程度に応じ、医師会に対し医師及び看護師等による医療救護班の編成及び派遣の要請を行う。また、派遣された医療救護班は、次の活動を実施する。

- ① 傷病者の傷病の程度の判定（トリアージ）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 死亡の確認及び死体の検案への協力（必要に応じて実施）

*トリアージ：災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、現存する限られた要員や医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療に当たるために、治療の優先順位を決定すること。

口腔ケアが実施できそうな状況時にご使用ください

口腔ケアマニュアル 避難所巡回者向け

○ 洗口(ブクブク)が可能な方の場合

〔持ち物例〕

記載物品はあくまでも例です。全てが必要とは限りません。
状況に応じ代用品を使用するなど、あるもので工夫・選択してください。

清掃用具： 歯ブラシ、スポンジブラシ、リップクリームまたは口腔用保湿ジェル、コップ2個、
水、ティッシュペーパー、ガーゼ、うがい薬、洗口剤、フッ化物ジェル、
ガーグルベースン、口腔ケア用ウェットティッシュ

観察用具： 歯鏡、ピンセット、ペンライト

その他： ディスポーザブルグローブ、ゴミ袋、手指消毒薬、啓発用リーフレット、マスク
チャック式ナイロン袋、筆記用具(ボールペン、油性マーカー等)、メモ帳、付箋

【代用例】

スポンジブラシ→棒に布等を巻きつけたもの
ガーグルベースン→うがいの際に吐き出せる容器等
歯鏡→歯を観るための口の中に入るサイズの鏡

※ 声かけをし、嫌がる方には無理強いしないこと！（可能な範囲で実施してください）

〔手順〕

- ① 水で少し湿らせたティッシュペーパーで口腔ケア開始時に軽く口唇を拭く。または保湿ジェルの塗布をする。
※ 口角切れや口唇亀裂予防
- ② 2つのコップにそれぞれ少量の水(約20ml~30ml)を用意する。
※ コップA: 洗口用 コップB: 歯ブラシすすぎ用
- ③ 歯ブラシを濡らし、歯みがきを開始する。
※ 歯ブラシにつける水は必要最小限とする
- ④ 歯ブラシが汚れてきたら、①のティッシュペーパーで歯ブラシの汚れをできるだけ吸い取った後、コップBで歯ブラシをすすぐ。
- ⑤ 歯みがきと歯ブラシすすぎ(④)を繰り返す。
- ⑥ コップAの水で2回洗口をしてもらう。
※ うがい薬やデンタルリンス、洗口剤がある場合、コップBとコップAの2回目の洗口時に少量でも添加できると、効果的。
- ⑦ リップクリームや口腔用保湿ジェルを薄く塗布する。

○ 洗口が不可能な方や嚥下障害がある方の場合

〔持ち物例〕

記載物品はあくまでも例です。全てが必要とは限りません。
状況に応じ代用品を使用するなど、あるもので工夫・選択してください。

清掃用具： 歯ブラシ、スポンジブラシ、リップクリームまたは口腔用保湿ジェル、コップ、綿棒、水、ティッシュペーパー、ガーゼ、うがい薬、洗口剤、バイトブロック、フッ化物ジェル
口腔ケア用ウェットティッシュ

観察用具： 歯鏡、ピンセット、ペンライト

その他： ディスポーサブルグローブ、ゴミ袋、手指消毒薬、啓発用リーフレット、マスク、チャック式ナイロン袋、筆記用具（ボールペン、油性マーカー等）、メモ帳、付箋

【代用例】

スポンジブラシ→棒に布等を巻きつけたもの

ガーグルベースン→うがいの際に吐き出せる容器等

バイトブロック→開口状態を保持するために噛ませられるゴムホース等

歯鏡→歯を観るための口の中に入るサイズの鏡

※ 声かけをし、嫌がる方には無理強いしないこと！（可能な範囲で実施してください）

〔手順〕

- ① 水で少し湿らせたティッシュペーパーで口腔ケア開始時に軽く口唇を拭く。または保湿ジェルの塗布をする。
※ 口角切れや口唇亀裂予防
- ② 顔を左右どちらかへ向け、下になった側の頬粘膜に濡れティッシュなどを置く。
※ 水が喉の奥の方へ流れないようにするため。
※ 麻痺がある場合、麻痺のない方に向ける。（麻痺側が上）
- ③ コップに少量の水（約20ml）を用意する。
- ④ 歯ブラシを濡らし、歯みがきを開始する。
※ 歯ブラシにつける水は必要最小限とする
- ⑤ 歯ブラシが汚れてきたら、①のティッシュペーパーで歯ブラシの汚れをできるだけ吸い取った後、③のコップで歯ブラシをすすぐ。
※ 水の汚染が強い場合、歯ブラシ加湿用のきれいな水の入ったコップをもう1つ用意する。
- ⑥ 歯みがきと歯ブラシすすぎ（⑤）を繰り返す。
- ⑦ 頬粘膜に置いた濡れティッシュを回収し、湿らせた綿棒やスポンジブラシ、ガーゼなどで口腔内を清拭する。
※ うがい薬やデンタルリンス、洗口剤がある場合、コップに少量でも添加し⑦の清拭時に併用できると、効果的。
- ⑧ リップクリームや口腔用保湿ジェルを薄く塗布する。

〔参考資料〕

水の使用を最小限にしたい場合の口腔ケア

厚生労働科学研究 大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究報告書

災害時 口腔のチェックリスト

場所(住所)		日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
対象者氏名		年齢・性別	歳 (男・女)
		電話番号	
記入者所属		記入者氏名	

調査項目	問題なし	問題あり	
		問題事項	フォロー内容
食事	食べられる	食べられない ⇒ アレルギー [] 食品の形態 ・ むせる ・ 飲み込めない ・ 噛めない 口腔内トラブル その他 []	⇒ 除去食等の配慮 ⇒ 刻み食・流動食等の要請 ⇒ 歯科医療 ⇒ 必要に応じた対応
嚥下障害	なし	あり ⇒ 何にむせるか [] 程度 [] 状態 [] その他 []	⇒ とろみ食・流動食等の要請 ⇒ 口腔ケアチーム ⇒ 歯科医療班 ⇒ 必要に応じた対応
咀嚼障害	なし	あり ⇒ 何が噛めないか [] なぜ噛めないか [] その他 []	⇒ 刻み食・流動食の要請 ⇒ 歯科医療・食事の工夫 ⇒ 必要に応じた対応
義歯	あり (使える)	なし ⇒ 持ち出せなかった あり(使えない) ⇒ 壊れた ・ 合わない	⇒ 歯科医療
口腔内 トラブル	なし	あり ⇒ 口内炎 ・ 詰め物がとれた ・ 歯が折れた 歯が抜けた ・ 歯がグラグラする ・ 歯が痛い 歯ぐきが痛い ・ 歯ぐきから血が出る ・ 治療途中 その他 []	⇒ 歯科医療
歯みがき うがい	できる	できない ⇒ 歯ブラシがない ・ 水がない ・ 入れ歯洗浄剤がない 介助者がいない その他 []	⇒ 啓発資料・歯ブラシ配布 ⇒ 口腔ケア ⇒ 必要に応じた対応
うがい	できる	できない ⇒ 水がない ・ 介助者がいない その他 []	⇒ 啓発資料 ⇒ 口腔ケア
その他		口臭 ・ 口腔乾燥 ・ 舌苔 ・ その他	歯科医療 啓発資料 口腔ケア

お口のトラブル予防のために 避難所でできるお口のケア ①

歯と身体によい食事の仕方

- よく噛むと消化や吸収を助けます。
- ゆっくり食べると満腹感が得られやすくなります。
- よく噛むと唾液がよく出て、お口を潤し食べかすがとれやすくなります。
- なるべく食事の時間を決めると歯が汚れにくくなります。

口が渇くとき

【 唾液腺マッサージ 】

- ①手を頬から耳の前にあて、円を描くようにマッサージします。
- ②あごの内側を親指で押します。
- ③両手の親指を顎の真下から舌を突き上げるようにゆっくり押します。

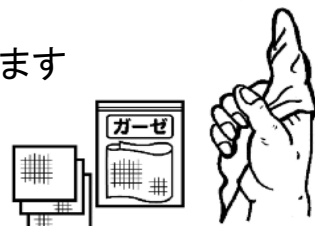


絵の引用: 8020推進財団「はじめよう口腔ケア」

歯ブラシがないとき

- 食後に少量の水やお茶で、しっかり頬を動かしてブクブクうがいをします。
※うがいは1回よりも数回に分けた方が効果的です
※水はペットボトルのキャップ1杯分でも効果があります

- ハンカチやガーゼを指に巻き、
歯の表面を拭って、汚れをとります。



お口のトラブル予防のために 避難所でできるお口のケア ②

口臭・口内炎が気になるとき

体力や免疫力の低下や口の中の乾燥により、口内炎ができやすくなる、口臭が強くなる、傷ができやすくなる、ベタベタするなどの不快感を感じやすくなります。

【対策と予防方法】

- 歯みがきやうがいをする



水が少ないときの歯みがき方法

- ①歯ブラシを濡らして、歯みがきをします。
- ②歯ブラシが汚れてきたら、ティッシュペーパーやウェットティッシュなどで拭き取ります。
- ③最後に少量の水で数回に分けてうがいをします。



※うがい薬などがあれば、使用しましょう。

入れ歯について

1日1回は外して、清掃します。
水が少ないときには、使い捨ておしぼりなどで拭いてもよいです。
※入れ歯を外したお口の中もきれいにしましょう。

【入れ歯洗浄剤があるとき】



※洗浄剤の成分をしっかりと洗い流してからお口に戻しましょう。

入れ歯を外して保存する場合は、水に浸してください。
ティッシュなどに包んで保存すると、紛失や破損の原因になります。